

千曲市まちづくり基本条例の検討方針（案）

1. 条例制定までの主な経過

- 平成14年 「更埴市議会合併促進特別委員会」において自治基本条例制定に意欲的な意見が上がる。
- 平成15年 7月 同委員会によるニセコ町視察
同 8月 ニセコ町の条例を参考に同委員会が試案を作成
同 9月 合併により条例制定に向けた動きが休止
- 平成17年 地方分権に対応するためのルール化を求める千曲市議会の議員有志が素案を作成
同 12月 同議員有志が会派代表者に賛同を求め、会派内での検討を依頼
- 平成18年 1月 会派代表者が「共同提案者」となる旨を了承。23名の議員が賛同署名
同 5月 市議会主催による市民説明会を市内8か所で開催（出席者総数261名）し、同時に議会報を全戸配布
同 12月 条例案提出（議員提案）、可決
- （※会議等の開催数：市議会における提案者会議8回、全員協議会4回、市議会と市との協議5回、市民説明会（市議会主催）8回、市の部課長による市民参画推進委員会5回）

2. 条例見直し検討の経過

条例第48条において、「市は、この条例の施行後4年を越えない期間ごとに、この条例が千曲市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。」と規定されていることから、平成18年度の制定（平成19年4月1日施行）以降、これまで平成22年度、26年度、30年度、令和4年度に見直しの検討がされてきた。

① 平成22年度の検討

見直しに向けて「ふさわしいものでありつづけているか」を検討することとしたが、

- ・ 市議会より「提案者会議8回、全員協議会4回、市との協議5回、市民説明会8回を行い、万全を期した。」との説明を受けていること。
- ・ 条例の内容については制定の段階で検討が完了しており、改めて検討する必要はないと思われること。

これらの点を踏まえ、また、最終的に見直しの必要性が存在しなかったため、改正等はないこととした。

② 平成26年度の検討

- ・ 条例の理念や制定の背景を踏まえ、仮に改正を行う場合には、決定的となる要因が必要であると思われるが、この間の社会情勢の変化等が改正を要するほどの決定的要因とは言い難く、現状では特段そうした要因は見当たらないこと。

- ・ 制定時に、現状の社会情勢を視野に入れており、協働のまちづくりの必然性についても捉えていること。

これらの点を踏まえ、引き続き制定趣意に即した諸施策を執行機関として遂行することとし、改正等を要しないとの結論に達した。

③ 平成30年度の検討

- ・ 市民参画の重要性を謳う条例であるため、この間の社会情勢の変化等を鑑みても改正を要するほどの決定的要因が見当たらないこと。
- ・ 社会情勢の変化や市政運営との乖離がない限りは改正すべきでないこと。

これらの点を踏まえ、「条例理念の本質を見極めながら、粛々とその実践に努めていくことが肝要である。」とし、改正等を要するものではないとの結論に達した。

④ 令和4年度の検討

- ・ 各条項の課題の洗い出しを行ったが、理念（基本的な考え方、姿勢や枠組み）を定めた条例であるため、具体的な社会情勢の変化を条例（条文）に落とし込むと具体的な内容になってしまい違和感があること。

この点を踏まえ、条例の改正等は要しないとの結論に達した。ただし、条例制定以降、社会情勢はDX、SDGs、カーボンニュートラル、コロナ禍など大きく変化していることから、これら個別具体的な社会情勢の変化について、条例（条文）ではなく「手引き（逐条解説）」の見直しを検討する必要があるとの認識に至った。なお、「手引き（逐条解説）」の見直し検討は速やか（2年後を目途）に行うべきと判断した。

3. 本年度の検討

(1) 検討に関する考え方

「手引き（逐条解説）」の見直しの検討を行うが、条例制定以降17年間内部だけの検討にとどめてきたことから、「外部委員会による議論」を必要不可欠とする。

検討の内容については、近年の社会情勢の変化としてあげられる「少子高齢化の進行」、「DXの推進」、「SDGsに向けた取組」、「自然災害の激甚化」などのほか、本市の「気候非常事態宣言」、「ゼロカーボン宣言（長野地域連携中枢都市圏）」、「こどもまんなか宣言」を踏まえた点を中心とする。

【市を取り巻く社会情勢の変化】

① 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、労働人口の減少や、2040年ごろに高齢者人口がピークを迎えるといわれることへの対応など新たな課題をもたらし、これまでとは違った対応が必要となっている。

② S D G s に向けた取組

2015年9月の国連総会において満場一致で採択されたS D G s（持続可能な開発目標）は国際社会全体の普遍的な目標とターゲットであり、第三次総合計画においても官民一体となってS D G sの達成を目指すこととしている。

③ D Xの推進

コロナ禍におけるさまざまな経験を経て、生活様式や価値観などが変化している。中でも行政におけるデジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなり、国において行政のデジタル化を推し進めていることから、今後、社会全体のデジタル化が加速していくことが予想されるため、乗り遅れることなくデジタル化を推進する必要がある。

④ 自然災害の激甚化

国内外を問わず、各地で大規模な自然災害が発生し、当市においても令和元年10月に発生した令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた。こうした大規模災害の多発により、地球環境に対する意識が高まり、世界各国で地球温暖化による気候変動対策の取り組みが進められている。当市においても「気候非常事態宣言」を行うなど、気候変動対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めているところであるが、今後も更に推進していく必要がある。

⑤ その他

本市は、令和2年6月19日、姨捨を中心とした29の文化財が日本遺産に認定された。本市固有の歴史・文化を物語る文化財等の活用、保護、観光振興、人材育成により地域の活性化を図っているが、地方創生のための観光資源として更なる集客に向けた活用が必要となっている。

(2) 検討の視点

条例に定める検討の趣旨を踏まえ、「手引き（逐条解説）」が時代の変化や社会情勢に適合し、千曲市にふさわしいものであるかという視点により検討を行うものとする。

(3) 検討の方法

庁内関係部署と外部委員会となる「千曲市まちづくり基本条例検討委員会」において条例の全ての条項に係る「手引き（逐条解説）」について検討を行う。

(4) 検討結果の取り扱い

検討結果については、庁内はもとより、議会や市民の皆さまにも報告する。

また、検討の結果、「手引き（逐条解説）」の見直しが必要となった場合には、修正案についてパブリックコメントを実施する。

4. スケジュール（予定）

| | 市（庁内） | 議 会 | 市民・検討委員会 |
|------|---|-------------------------|---|
| R6.4 | ○検討方針案の作成 ○検討方針案の協議 | ○検討方針案の協議 | |
| 5 | ○検討方針の決定・公表 ○庁内関係部署による「手引き」 見直し検討（7月下旬まで） | | |
| 6 | ○公募委員の募集（市報等） ○識見委員等の選考 | ○市から検討方針等の説明 | |
| 7 | ○検討委員の委嘱 | ○市から検討委員委嘱者の報告 | |
| 8 | | | ○第1回検討委員会（市から 条例等の説明、「手引き」 見直し検討の依頼等） |
| 9 | ○「手引き」見直し検討結果の 報告の集約 | | ○各委員による「手引き」 見直し検討結果の市への 報告 |
| 10 | ○検討委員会の検討状況の中 間報告（情報共有） | ○市から検討委員会の検討状 況の中間報告 | ○第2回検討委員会（「手引 き」修正の協議） |
| 11 | ○検討結果報告書を踏まえた 「手引き」修正案の作成 | ○市による検討結果報告書の 情報共有 | ○第3回検討委員会（検討 結果報告書の協議）、市長 へ検討結果を報告 |
| 12 | ○「手引き」修正案の協議 | ○「手引き」修正案の協議 | |
| R7.1 | | | ○「手引き」修正案のパブ リックコメント（30日以 上） |
| 2 | ○パブコメを踏まえた「手引 き」最終修正案の作成 ○「手引き」最終修正案の協議 | | |
| 3 | ○「手引き（改訂版）」の公表 | ○「手引き」最終修正案の協議 | |